

浜松市地域防災計画の修正（案）の概要について

1 主な修正内容

(1) 感染症対策に配慮した避難所開設に関する記載の追加（資料 2 14p、90p）

- 風水害等対策編 第 1 章 災害予防計画（災害発生の未然防止や平常時に行う対策を記載）
 - 第 11 節 住民の避難誘導體制（適切な避難行動のための市や住民の実施事項を記載）
- 地震津波対策編 第 5 章 災害応急対策計画（災害時に実施する応急対策業務を記載）
 - 第 7 節 避難活動（地震発生時における避難対策及び避難生活の基本的な事項を記載）

【修正理由】新型コロナウイルス感染症患者のうち、自宅療養をしている患者の避難先や避難方法等を確保することについて本市計画に追記する。

(2) 福祉避難所の活用による要配慮者の円滑な避難の確保に関する記載の追加（資料 2 13p）

- 風水害等対策編 第 1 章 災害予防計画（災害発生の未然防止や平常時に行う対策を記載）
 - 第 11 節 住民の避難誘導體制（適切な避難行動のための市や住民の実施事項を記載）

【修正理由】指定福祉避難所の受入対象者を特定し指定の際に公示できる制度を創設する等、災害対策基本法施行規則第 1 条の 7 の 2 の改正に基づき、要配慮者の円滑な避難を確保することに関し本市計画に追記する。

(3) 避難行動要支援者個別避難計画の策定努力義務化に伴う記載の追加（資料 2 18p）

- 風水害等対策編 第 1 章 災害予防計画（災害発生の未然防止や平常時に行う対策を記載）
 - 第 17 節 避難行動要支援者支援計画（避難行動要支援者の避難支援に係る計画を記載）

【修正理由】災害対策基本法第 49 条の改正に基づき、避難行動要支援者の円滑かつ迅速な避難を図る観点から、個別避難計画の作成が努力義務化されたことを踏まえ本市計画を修正する。

(4) 災害に強いまちづくりの推進に関する記載の追加（資料 2 21p）

- 風水害等対策編 第 1 章 災害予防計画（災害発生の未然防止や平常時に行う対策を記載）
 - 第 25 節 災害に強いまちづくり（災害特性に配慮した災害に強いまちの形成を図ることを記載）

【修正理由】近年の災害を踏まえ災害特性に配慮した土地利用の誘導や開発抑制など、総合的な防災対策を講じ、災害に強いまちの形成を図ることについて、本市計画に追記する。

(5) 「避難情報に関するガイドライン」の内容を踏まえた住民に求める行動等の修正（資料 2 25p）

- 風水害等対策編 第 2 章 災害応急対策計画（災害時に実施する応急対策業務を記載）
 - 第 6 節 避難救出計画（災害により被害を受けた者を救出するために必要な事項を記載）

【修正理由】災害対策基本法第 60 条の改正に基づき、避難勧告・指示を一本化し、従来の勧告の段階から避難指示を行うこととなり、避難情報のあり方を包括的に見直したため本市計画を修正する。

2 参考

今回の浜松市地域防災計画修正箇所（前頁（1）～（5）の修正反映箇所）

○総則

○風水害等対策編

- 第1章 災害予防計画** (1)、(2)、(3)、(4)
- 第2章 災害応急対策計画** (5)
- 第3章 災害復旧計画

○地震・津波対策編

- 第1章 計画の作成に当たって
- 第2章 災害予防計画
- 第3章 地震防災施設緊急整備計画
- 第4章 地震・津波警戒対策計画
- 第5章 災害応急対策計画** (1)
- 第6章 復旧・復興対策計画

○大規模事故対策編

- 第1章 計画の作成に当たって
- 第2章 道路事故対策計画
- 第3章 鉄道事故対策計画
- 第4章 海上事故対策計画
- 第5章 航空事故対策計画
- 第6章 大規模火災対策計画
- 第7章 危険物事故対策計画
- 第8章 不発弾等の発掘及び処理対策計画
- 第9章 大規模停電事故対策計画